

マイナンバーの申告をお願いいたします！

平成28年1月より社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されました。JA共済では、共済金等のお支払いの際に一定の条件を満たす場合、税務署に支払調書を提出することがありますが、当制度の導入により、法律上支払調書にマイナンバーを記載することが義務付けられました。つきましては、契約者様※1には共済金等のお支払いの際にマイナンバーを申告いただく必要がございますので、以下の要領のとおり申告をお願いいたします。



- ※1 同一の契約について契約者様と受取人様が異なる場合、受取人様についてもマイナンバーを申告いただく必要がございますのでご了承ください。
- ※2 マイナンバーは納税の手続きにおいて必要となる情報です。未成年者、成年被後見人等、ご本人による申告が困難な場合は、代理人による申告をお願いしております。
- ※3 申告後にマイナンバーの変更が生じた場合や改姓改名時には、再申告が必要となりますので、組合窓口までご連絡ください。

▶ 申告の要領

下記の書類を担当職員にご提出・ご提示ください。

● マイナンバー申告書

用紙に必要事項をご記入ください。
なお、代理人が申告する場合は申告の委任欄もご記入ください。

● 本人等確認書類

ご提示いただく書類により組み合わせが異なります。
本紙裏面をご参照のうえ、必要書類をご用意ください。

マイナンバーとは

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号のことです。

～平成27年10月から、マイナンバーが一人ひとりに届きます～

- ・マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号で「通知カード」が送られてきます。
- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- ・マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。

～行政手続が、早く、簡単かつ正確に行えるようになります～

- ・社会保険の手続きや源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- ・正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。

～事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います～

- ・事業者は、社会保険の手続きや源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。

本人等確認書類の組み合わせ

1. 個人番号カードをお持ちの方

「個人番号カード」をご提示ください。

※ 個人番号カードと通知カードは異なりますのでご注意ください。

個人番号カード(表面)



個人番号カード(裏面)



通知カード



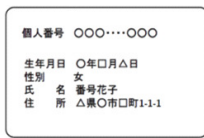
ご本人が申告する場合

2. 個人番号カードをお持ちでない方

「マイナンバー(個人番号)記載の書類」と「身分証明書」をご提示ください。

マイナンバー(個人番号)記載の書類
いずれか1つ

- ・ 通知カード
- ・ 個人番号が記載された住民票の写し
- ・ 個人番号が記載された住民票記載事項証明書 等



身分証明書(写真あり)
いずれか1つ

- ・ 運転免許証、運転経歴証明書
- ・ 旅券(パスポート)
- ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・ 在留カード、特別永住者証明書 等

※ 書類間で氏名及び生年月日が一致していることが条件です。

※ 身分証明書(写真あり)の提示が困難な場合は、以下のいずれか2つをご提示ください。

- ・ 公的医療保険の被保険者証
- ・ 国民年金手帳
- ・ 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ・ 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 住民票の写し

等

※ 書類については、提示時点で有効なもの、あるいは発行日から6か月以内のものに限ります。

代理の方が申告する場合

「ご本人のマイナンバー(個人番号)記載の書類」と「代理人の身分証明書」と「代理権の確認書類」をご提示ください。

ご本人のマイナンバー(個人番号)記載の書類
いずれか1つ

- ・ 個人番号カード
- ・ 通知カード
- ・ 個人番号が記載された住民票の写し
- ・ 個人番号が記載された住民票記載事項証明書 等



代理人の身分証明書(写真あり)
いずれか1つ

- ・ 運転免許証、運転経歴証明書
- ・ 旅券(パスポート)
- ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・ 在留カード、特別永住者証明書 等



代理権の確認書類
いずれか1つ

- ・ 法定代理人の場合は戸籍謄本等
- ・ 任意代理人の場合は、委任状(マイナンバー申告書の委任欄)に記入したもの、または委任状

※ 代理権の確認書類と身分証明書上の氏名及び生年月日が一致していることが条件です。

※ 代理人の身分証明書(写真あり)の提示が困難な場合は、以下のいずれか2つをご提示ください。

- ・ 公的医療保険の被保険者証
- ・ 国民年金手帳
- ・ 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ・ 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 住民票の写し

等

※ 書類については、提示時点で有効なもの、あるいは発行日から6か月以内のものに限ります。

※ 同時に請求等の手続きをされる場合は、ご請求等の手続用の委任状と書類が必要です。